

上州高山村ふるさと祭り

「上州高山村ふるさと祭り」は、村民皆さまに夏の風物詩として親しまれ、今夏で42回目を迎えます。花火大会やお笑いライブなど、さまざまな企画をご用意して、皆さまのご来場をお待ちしております。

開催日 令和7年8月11日(月・祝)

花火大会の協賛募集 ～地域の皆さまとつくる、夏の風物詩～ 締め切り 6月30日(月)

毎年多くの方に楽しんでいただいている「上州高山村ふるさと祭り」の花火大会。今年も思い出に残る夏の夜をつくるため運営資金となる協賛金を広く募集いたします。ぜひご協力をお願いいたします。

■個人協賛：1口3,000円より

どなたでもご参加いただけます。一人ひとりのお気持ちが、大きな花火となって夜空を彩ります。

■企業協賛：1口5,000円より

企業・団体の皆さまからのご支援もお待ちしております。

※個人協賛・企業協賛いただいた方の中で、許可をいただいた場合は当日のプログラムに掲載し、会場にて読み上げさせていただきます。(掲載と読み上げの有無については、選択できます。)

広報6月号と一緒に毎戸配布したチラシをご確認ください。

■メッセージ花火：1口10,000円より

【先着20名様

受付期間：6月23日(月)から6月30日(月)】

お子さまの誕生や成長のお祝い、金・銀婚式やご長寿のお祝い等の記念にメッセージ花火はいかがですか？当日、会場でメッセージを読み上げた後に、メッセージごとに内容に合わせたオリジナルの花火が1発～数発打ち上げられます。

※今年よりプログラムへのメッセージの記載は行いません。申込みされる方は専用の申込み用紙を地域振興課にてご用意しております。

●協賛金の受付は、週末や時間外でも受け付けております。

出店者募集

会場を一緒に盛り上げてくださる出店者さまを募集しております。

●**出店内容**：飲食・雑貨や工芸品の販売・ワークショップなど ●**出店料**：1ブースあたり 5,000円

※出店希望者が多数の場合は、事務局にて調整させていただく場合があります。

《お問い合わせ先》 ふるさと祭り実行委員会事務局 高山村役場 地域振興課 ☎0279-26-7944(直通)

道路の通行に支障のある樹木の剪定や伐採のお願い

ご自宅の樹木の枝等が道路にはみ出していないですか？

自動車や自転車、歩行者等の通行の支障となるだけでなく、視界をさえぎり事故の要因となる可能性がありますので、今一度所有地を見回りしていただき、適正な管理をお願いします。

道路にはみ出した樹木等には次のような危険が考えられます。

- 標識やカーブミラーを隠して道路の見通しが悪くなり、交通事故が起る可能性があります。
- 枝等が落ちて歩行者にけがをさせたり、通行する車両に枝等が当たって車が傷ついたり、折れた枝が道路上に散乱する可能性があります。

これらが原因で交通事故等が起きた時は、樹木等の所有者の責任が問われることがあります。交通事故を未然に防ぎ、安全にかつ、安心して道路を利用できるよう、皆さまのご協力をお願いします。



《お問い合わせ先》 高山村役場 建設課 建設係 ☎0279-26-7950(直通)

犬の飼い主の皆さまへ

最近、飼い主のモラルの低下から犬の飼育に関する苦情が寄せられています。家族の一員として、周りに迷惑をかけないように注意しましょう。

●犬の放し飼い、散歩について

放し飼いの犬は、咬傷事故の一番の原因です。群馬県条例では、犬の係留が義務づけられています。犬が嫌いな人も怖い人も、安心して暮らせるよう、犬は繋いで飼いましょう。

また、犬を散歩させるときにも、鎖等で繋いで散歩させることが義務づけられています。万が一、犬が暴れても抑えられるように、しっかりとリードを持ちましょう。

●犬のフン・尿は飼い主が始末しましょう

散歩中に飼い犬がしたフンは、ビニール袋に入れるなどして、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

ペットボトルなどに水を入れて携帯し、フンを拾った後や尿をした場所を洗い流しましょう。

●犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行いましょう

鑑札や注射済証は、迷子になったときに役立ちます。きちんと登録し、その年の注射済証を必ず首輪につけましょう。



《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課
☎0279-63-2111(内線65)

優良自動車運転者 表彰受付が始まります

群馬県交通安全協会および吾妻交通安全協会では、交通安全意識の高揚を図るため、無事故・無違反で長期間を経過した運転者を優良自動車運転者として表彰しています。

希望者は自己申告により申請することが必要です。詳しくは、吾妻交通安全協会にお問い合わせください。

●受付期間 令和7年6月2日(月)から

令和7年7月7日(月)まで

●受付場所 吾妻交通安全協会
高山村役場 総務課

●表彰種別および無事故等期間

銅章	5年以上	銀章	10年以上
金章	15年以上	金冠銀章	20年以上
金冠金章	30年以上	旭日金冠章	40年以上

※ただし、銀章以上は、前段階の章を受章していることが必要です。

●費用 無事故・無違反証明書交付手数料670円

●用意する物 運転免許証・印鑑

●その他 申請中に違反等や他の法令違反があった場合等で対象外となることがあります。

《お問い合わせ先》 吾妻交通安全協会
☎0279-68-2554

「行政相談・人権相談」の 合同相談会について

国など行政機関の仕事に対する苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいかわからないことや、いじめや児童虐待、インターネットによる人権侵害ほか、家庭内や近所のもめごと、人権問題や困りごとなどで、悩んでいる方はお気軽に下記合同相談会へお越しください。(料金は無料で、秘密は固く守ります。)

◎行政相談・人権相談の合同相談会

●とき 6月12日(木) 午前9時～12時

●ところ 高山村役場 2階 会議室

なお、合同相談会へお越しになれない方につきましても、人権相談につきましては下記のとおり前橋地方法務局および各支局で常設の電話相談等を受けておりますので、お気軽に御利用ください。

『みんなの人権110番』

・電話番号：0570-003-110

・受付時間：平日8時30分～17時15分

『インターネット相談』

・URL：<https://www.jinken.go.jp/>

《お問い合わせ先》 前橋地方法務局人権擁護課
☎027-221-4466(代表)

児童手当の現況届について

●令和4年度現況届から、受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出が原則不要となりました。ただし、以下の方は引き続き現況届の提出が必要です。

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が高山村と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出し、22歳年度末までの子(多子加算算定対象者)が学生以外の方

●変更事項があった方は届け出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき

⑥その他、高山村から提出の案内があった方
※現況届の提出が必要な方には6月上旬に様式を送付しますので、令和7年6月30日までに提出をお願いします。提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



- ⑥受給者が公務員になったとき
- ⑦離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑧国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ⑨大学生年代(19~22歳)の子について「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出し多子加算の算定対象者となっていたが、当該子の監護または生計費の負担をしなくなったとき

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311(高山村保健福祉センター)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

●支給対象者

令和7年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、**次の順番による先順位のご遺族お一人に支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

- 1 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 4 上記1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●支給内容

額面27万5千円、5年償還の記名国債

●請求期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までこの期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

●請求窓口

お住まいの市区町村の援護担当課

●留意事項

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。

ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎0279-63-2111(内線60)

じん臓・小腸機能障がいの方へ通院交通費の補助について

高山村では、じん臓または小腸機能障がいにより、人工透析療法や中心静脈栄養法、もしくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

●補助対象者

次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
- ②じん臓または小腸機能障がいによる、身体障害者手帳をお持ちの方
- ③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、

もしくは経腸栄養法による医療を受けている方

④市町村民税非課税の方

⑤生活保護法による医療扶助等受けていない方

●申請受付期間

6月1日から6月30日までの平日

※補助額は、通院距離等により異なります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 保健みらい課 福祉係 ☎0279-63-1311

高山村社会福祉協議会職員の募集について

高山村社会福祉協議会では、高山村デイサービスセンター職員を次のとおり募集を行います。

●任用期日

相談に応じ検討

●募集期間

令和7年6月6日(金)から6月20日(金)まで

●受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

●応募要件

普通自動車運転免許および応募職種に応じた資格を有すること

●提出書類

申込書および、履歴書(申込書は高山村社会福祉協議会にあります。)

●勤務日および勤務時間

月曜日から土曜日まで(年末年始を除く)の週5日午前8時30分から午後5時15分までの範囲内を基本とする。

●選考方法

書類審査および個人面接

●募集内容

看護師 1名	・勤務形態 正規職員(フルタイム) ・勤務内容 介護・機能訓練 ・基本給等 職務経験により検討 ・必要資格 看護師または准看護師
臨時職員 1名 (看護師)	・勤務形態 臨時職員(パートタイム) ・勤務内容 介護・機能訓練 ・基本給等 時給 1,200円 ・必要資格 看護師または准看護師

《お問い合わせ先》 高山村社会福祉協議会 ☎0279-63-2075(担当：町田)

毎年6月は「食育月間」 毎月19日は「いただきますの日」です



食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育むことです。この機会に日頃の食習慣を振り返ってみませんか。

①共食(誰かと一緒に食べることを)しましょう

家族や友人、地域の人などと一緒に食事を楽しむことは、心も身体も豊かにします。

②主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事を摂りましょう

様々な栄養素を取り入れることは生活習慣病の予防や改善に繋がります。

③食への感謝を深めましょう

自然の恩恵や生産者、食事を作ってくれた人に対し、感謝の気持ちを込めて、「いただきます」や「ごちそうさま」のあいさつをしましょう。